

電子化した証明書（e-証明書）の発給対象となる証明書の拡大について （令和8年1月28日開始）

2026年1月16日

- ・令和8年1月28日以降の申請から、オンライン交付が可能な電子化した証明書（e-証明書）の発給対象が拡大されます。
- ・e-証明書を受け取るためには、「オンライン在留届（ORRネット）」からオンライン申請し、手数料はクレジットカードによるオンライン決済とする必要があります。また、戸籍謄（抄）本の原本が必要な場合は「戸籍電子証明書提供用識別符号」の入力が必須となります。

1 令和8年1月28日以降の申請からオンライン交付が可能な電子化した証明書（e-証明書）の対象が拡大され、以下4の証明をオンラインで申請する場合は、これまでどおり紙媒体の証明書を窓口で受け取るか、e-証明書をオンラインで受け取るか、いずれかを選択することが可能になります。

（参考）証明オンライン申請とは

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html

2 なお、e-証明書の交付を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。申請手順につきましては、「e-証明書の申請・交付手順マニュアル」動画が外務省ホームページ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/pagew_000001_01362.html）

に掲載されていますので、ご確認ください。

（1）「オンライン在留届（ORRネット）」からオンライン申請すること。

（2）手数料はクレジットカードによるオンライン決済とすること。

（ア）利用可能なクレジットカード

VISA、MASTER、AMERICAN EXPRESS、DINERS、JCB

（イ）利用可能なデビットカード

VISA、MASTER がついているものに限られます。

（ウ）決済手数料

無料。ただし、日本以外で発行されたカードの場合は、カード会社により、別途、手数料が発生する場合があります。

（3）戸籍謄（抄）本の原本を必要とする証明を申請する場合は「戸籍電子証明書提供用識別符号」を入力すること。

（参考）在外公館で証明を申請する際に必要な戸籍謄（抄）本の取扱いについて

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/pagew_000001_01426.html

3 また、証明書の提出先によっては、e-証明書または同証明書を印刷したものが受理されず、従来の紙媒体の証明書の提出が求められることもありますので、e-証明書での交付をご希望される場合は、証明書を申請される前に、提出先にe-証明書による対応が可能かご確認いただくことをお勧めします。

4 令和8年1月28日以降、当館でe-証明書の申請受付が可能な証明は以下のとおりです。

※当館が管轄する地域以外にお住まいの方は、当館にオンライン申請できません。

※証明書の種類によって発行できる言語が異なりますので、申請の際にはご確認をお願いいたします（括弧内が発行可能な言語）。

- (1) 在留証明【日本語】※令和7年5月発給開始
- (2) 出生証明【ポルトガル語】
- (3) 戸籍記載事項証明【ポルトガル語】
- (4) 婚姻要件具備証明【ポルトガル語】※ただし、婚姻相手の情報も記載する場合はe-証明書の申請は不可。
- (5) 婚姻証明【ポルトガル語】
- (6) 離婚証明【ポルトガル語】

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館 領事班

Alameda Dr. Carlos de Carvalho, 431 - 4. Andar

80410-180 Curitiba-PR

Tel : (41) 3322-4919

Fax : (41) 3324-3349

E-mail : setorconsular@c1.mofa.go.jp